様式第27号の3(その3)(第21条の2関係)

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書

（指定訪問看護事業者等）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指定居宅サービス事業者・指定訪問看護事業者・指定介護予防サービス事業者 | 名称 |  |
| 主たる事務所の所在地 | 〒電話番号　　　　　　　　　　　　　　 |
| 代表者 | 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 生年月日 |  |
| 職名 |  |
| 訪問看護ステーション等 | 名称 |  |
| 所在地 | 〒電話番号　　　　　　　　　　　　　　 |
| 職員の定数の変更の有無 | 有　・　無 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書 | （別紙） |
| 　上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定を更新されたく申請する。　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定居宅サービス事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定訪問看護事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　指定介護予防サービス事業者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（あて先）松　江　市　長 |

　備考

　　1　育成医療又は更生医療のいずれか単独での指定の更新を希望する場合は、「（育成医療・更生医療）」のうち、指定の更新を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

　　2　健康保険法に基づく指定訪問看護事業者又は介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であることが分かる書類（指定通知書の写し等）を添付すること。

医療機関コード：

（別紙）

　　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しない旨の誓約書

　　　年　　　月　　　日

　　（あて先）松　江　市　長

指定居宅サービス事業者

指定訪問看護事業者

指定介護予防サービス事業者

所在地

名　称

代表者

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第３項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

|  |
| --- |
|  |
| 　（誓約項目）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項において準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定関係1　第4号関係申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。2　第5号関係申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法（昭和22年法律第164号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）、再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）、臨床研究法（平成29年法律第16号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。3　第5号の2関係申請者が、労働に関する法律（労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、賃金の支払の確保に関する法律（昭和51年法律第34号））で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。4　第6号関係申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。　⑴　指定を取り消された者が法人である場合取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。　⑵　指定を取り消された者が法人でない場合　　　取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。5　第8号関係申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。6　第9号関係申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。7　第10号関係第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。8　第11号関係申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。9　第12号関係申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する者がある。10　第13号関係申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第6号まで又は第8号から第11号までのいずれかに該当する。 |
|  |